

【運営方法】

資料4

自治会/自主防災会運営方法について

I. 全般

- ①目的は、会員相互の親睦を図るとともに、川間台自治会区域を、「安全安心で綺麗な区域にする」ことを目的にする。
- ②役員は、会長・各チーム委員・部長・自主防災会役員・写真撮影担当とする。
(参考)現時点では、17名
- ③また、この目的を達成する為には、一人でも多くの会員(住民)に委員として参加して頂くことが重要と考えていますので、常時、各チーム委員の募集を行う。
- ④特に、課題等のご意見等を提起して頂いた会員の方に対しては、役員会で承認された場合、当該委員に積極的に協力をお願いするようにする。
- ⑤役員会委員から提起があった場合も同様とする。その際は、複数のチームに委員として参加し、活動することとする。

II. 組織

組織は、別紙「運営組織について」による。

III. 役割

各役割は、別紙「各組織の主要役割について」による。

III. 運営方法

(1)役員会議(自治会・自主防災会)

- ①本会議は、川間台自治会・自主防災会運営の最高意思決定会議とする。
- ②本会議は、必要に応じて適宜開催する。
- ③会議成立は、役員半数以上で成立する。また、連絡無しに欠席された委員は委任したものと見做す。
- ④議案に対する決議は、出席者の過半数以上の賛成で承認されるものとする。但し、賛否が拮抗していると会長が判断した場合は、会長に一任するものとする。
- ⑤役員会における議題は、委員からの提起議題とするが、別途、各チーム、部長、役員(自主防災会)から、業務の進捗について説明してもらう。
- ⑥役員会議での協議事項は、会員への理解を深める為、議事録を作成し、回覧及びホームページ公開する。
- ⑦役員改選時、各チームは、活動内容等の継続性を維持する為、チームから最低1名以上の再任を目指す。

(2)各チーム

- ①各チーム構成員数は、2名以上とし、委員参加希望があれば、任期期間中であっても、増員することが出来るものとする。

- ②各チームは、委員の中から代表者を選出する。代表者は、会長からの連絡内容を所属委員に伝えるとともに、責任をもって対応する。
- ③チーム委員は所掌業務について意見交換を行い、意思疎通を図るものとする。
- ④チームで課題解決若しくは改善案等を決めた場合は、役員会議で提起/説明を行い、承認を得て行動に移すものとする。
- ⑤また、役員から課題・改善案等が提起された場合、当該所掌チームは、委員で協議し、その対応案を役員会で説明する。
- ⑥一人でも多くの人に委員として参加してもらう為、会員に対し、機会あるごとに委員への参加を募る。

(3)会計部長

- ①自治会/自主防災会の会計を行うとともに、年度会計監査を行う。
- ②令和6年度末までに、会計処理マニュアル(案)を作成し、役員会で説明する。

(4)班長

- ①班長は、「班長の仕事」(別紙)の役割を担う。
- ②特に、班内のコミュニティー向上に努め、課題・改善等ある場合は、該当するチームの代表者へ連絡し、解決依頼を要請する。

(5)役員(自主防災会)

- ①区域の自主防災に対する計画を立案し、実行する。
- ②自主防災委員とともに、防災機材等の管理に努める。